

令和8年3月24日
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
宮城県道路公社

土日・祝日の「二輪車定率割引」を4月4日（土）から開始します！

NEXCO東日本、NEXCO中日本、NEXCO西日本（以下、「NEXCO三社」という。）及び宮城県道路公社は、令和8年4月4日（土）より、土日・祝日にNEXCO三社及び宮城県道路公社が管理する高速道路をご利用するETC二輪車を対象に、料金を定率で割り引く「二輪車定率割引」を実施します。

本割引は、観光利用の多い土日祝日におけるツーリング需要を喚起し、二輪車の利用促進や地域の活性化等を目的として令和4年より毎年実施しており、昨年も大変ご好評をいただきました。

ご利用にはインターネットでの事前申し込みが必要ですが、当日の天候などを踏まえ、ご走行直前でもスマートフォンなどでお申し込み可能ですので、お気軽にご利用ください。

ETC 二輪車 限定
ウェブサイトによる
事前申込制

NEXCO 東日本 NEXCO 中日本 NEXCO 西日本 宮城県道路公社
三陸道（仙台松島道路）
は、宮城県道路公社が
管理しています。

大好きなバイクと
旅に出よう

二輪車定率割引
土・日・祝日の利用限定

※本割引の対象道路のみを利用した1回の走行が80kmを超える場合に適用される割引です。

1. 割引対象日

令和8年4月4日（土）～11月29日（日）の土曜日、日曜日、祝日のうち、ご利用前までにお申し込みいただいた日

※北海道内は令和8年4月4日（土）～10月31日（土）の期間で実施します。

2. 対象車両

E T C無線通信により対象道路を走行する二輪車

3. 対象道路

N E X C O三社及び宮城県道路公社が管理する高速道路（一部を除く）

※割引対象外となる道路は以下のとおりです。

第三京浜道路、横浜新道、横浜横須賀道路、第二阪奈道路、第二神明道路、関門トンネル、八木山バイパス、沖縄道、東京湾アクアライン。ただし、東京湾アクアラインは、二輪車定率割引の適用はしませんが、走行距離の判定には含みます。

※割引対象道路の詳細は別紙1をご確認ください。

4. 割引内容

対象道路内の走行のうち、各インターチェンジ相互間の1回の走行距離が80kmを超える走行を対象に37.5%割引

※1回の走行とは、原則、入口から出口まで高速道路を流出することなく走行することを言います（本線料金所等を通過する場合を含みます）。ただし、特定のインターチェンジ又は料金所（以下「インターチェンジ等」と言います。）及び新直轄区間等を経由して対象道路を乗り継ぐ場合は、1回の走行とみなして各対象道路の走行距離を合算します。詳細は別紙2をご確認ください。

※ご利用になるインターチェンジ間に複数の経路がある場合は、最も安価となる料金が適用されるため、走行距離は、実走行距離ではなく、最短経路の距離で割引の判定を行います。割引の判定に用いる距離は、ご利用前に「距離・料金検索サイト」でご確認ください。

【距離・料金検索サイト】

ご利用区間の割引適否、対象距離、割引後料金等の詳細は、N E X C O西日本「距離・料金検索サイト」よりご確認ください。（令和8年3月24日（火）14時に開設します。）

【N E X C O西日本「距離・料金検索サイト」】

（URL：<https://search.w-nexco.co.jp/touring-search>）



5. 申込方法等

令和8年3月24日（火）14時より申込を開始します。

お申し込み先となるN E X C O中日本「速旅（はやたび）」で会員登録していただき、その後、ご利用日、E T Cカード情報、E T C車載器管理番号などを入力のうち、ご利用前までにお申し込みください。

※すでに会員登録していただいている場合、新たな会員登録は不要です。

※E T Cコーポレートカードは会員登録及び利用申込の対象外です。

※ご利用日の前日に対象道路に流入してご利用日に流出する場合、又は、ご利用日に対象道路に流入してご利用日の翌日に流出する場合も割引の対象になります。

【N E X C O中日本「速旅（はやたび）」】

（URL：<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/drive/detail.html?id=203>）

＜二輪車定率割引 ご利用の流れ＞

手順①： 申込サイトより二輪車定率割引にお申し込みください。

【申込方法】

- ご利用前までにお申し込みください。なお、当日のご利用直前でも申込み可能です。
 - お申し込みには、NEXCO中日本公式WEBサイト内にある「速旅(はやたび)」へアクセスしていただき、氏名、電話番号などの必要事項をご入力の上、速旅会員に登録いただく必要があります。
 - 速旅会員登録後、本割引を選択いただき、利用日やETCカード番号、ETC車載器管理番号をご入力の上お申し込みください。「申し込み完了メール」が届けば手続き完了です。
- ※ NEXCO東日本・西日本が管理する区間のみを利用する場合もNEXCO中日本公式WEBサイトからお申し込みください。
※ 2回目以降のご利用時には、利用日の入力のみでお申し込み可能です。

NEXCO中日本
公式WEBサイト
速旅



手順②： 指定した利用日に対象道路をご走ってください。

手順①の完了後、登録されたETC車載器が付いた二輪車およびETCカードで、高速道路の入口及び出口料金所をETC無線通信によりご走ってください。

手順③： 後日、カード会社等から二輪車定率割引を適用した通行料金をご請求します。

出口料金所通過時点では、二輪車定率割引は適用されませんのでご注意ください。

後日、カード会社等から請求させていただき通行料金につきましては、「ETC利用照会サービス」でご確認ください。

ETC利用照会サービス

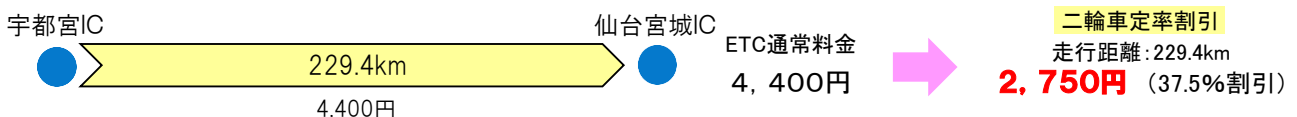
検索

【ご注意ください】

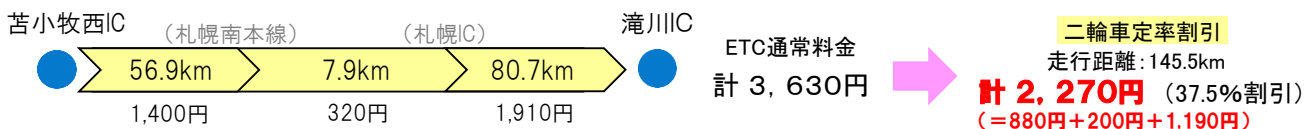
- ・ 休日割引、深夜割引の適用要件を満たすご利用の場合は、割引後料金が最も安価となる割引が適用となります。
- ・ 一走行が80kmを超える走行のみ、その走行全てが割引対象となります（ご利用日の走行距離の合計で判定するものではありません）。
- ・ お申し込みの際に登録されたETCカード及びETC車載器が付いた二輪車で対象道路をご利用ください。ご登録と異なるETCカード及びETC車載器が付いた二輪車でご利用された場合は、通常料金（ETC時間帯割引が適用される場合は、割引後の料金）をお支払いいただきます。
- ・ 二輪車は車とは違い、風雨などの天候による影響を受けやすく、事故の際に体を守るものが無いため、ちょっとした事故でも重大事故に繋がってしまいます。高速道路をご利用される前に、天気予報などをチェックの上、安全で快適なドライブへのご協力をお願いいたします。

＜走行例＞

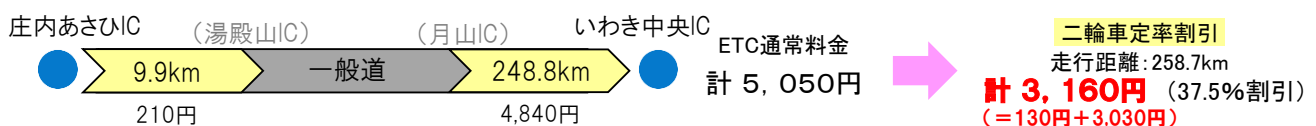
1. 対象路線の各インターチェンジ相互間の1回の走行距離が80kmを超える走行を対象に37.5%割引します。



2. 1回の走行で料金の請求が複数回発生する経路でも、起終点の走行距離を通算し1回の走行としてみなします。（走行距離を合算します。）

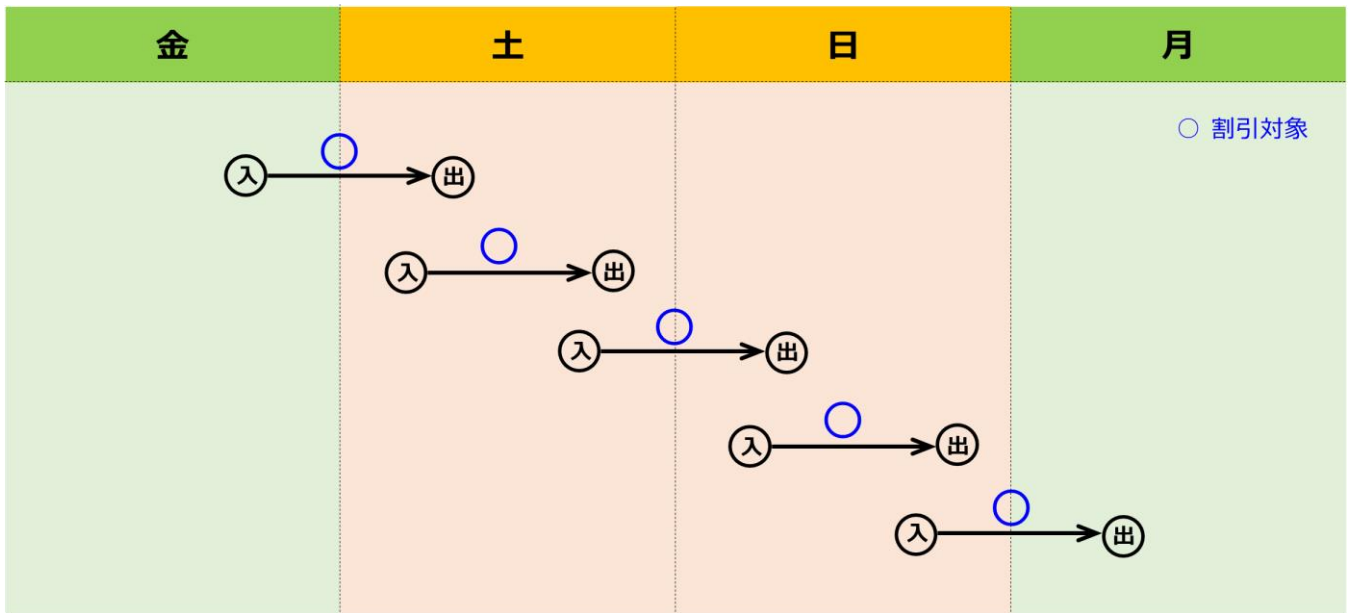


3. 高速道路の間に新直轄区間等を介する場合、一部の経路では特例として、前後の走行距離を通算し1回の走行としてみなすことがあります。（走行距離を合算します。）※詳細は二輪車定率割引の申込サイトをご参照ください。

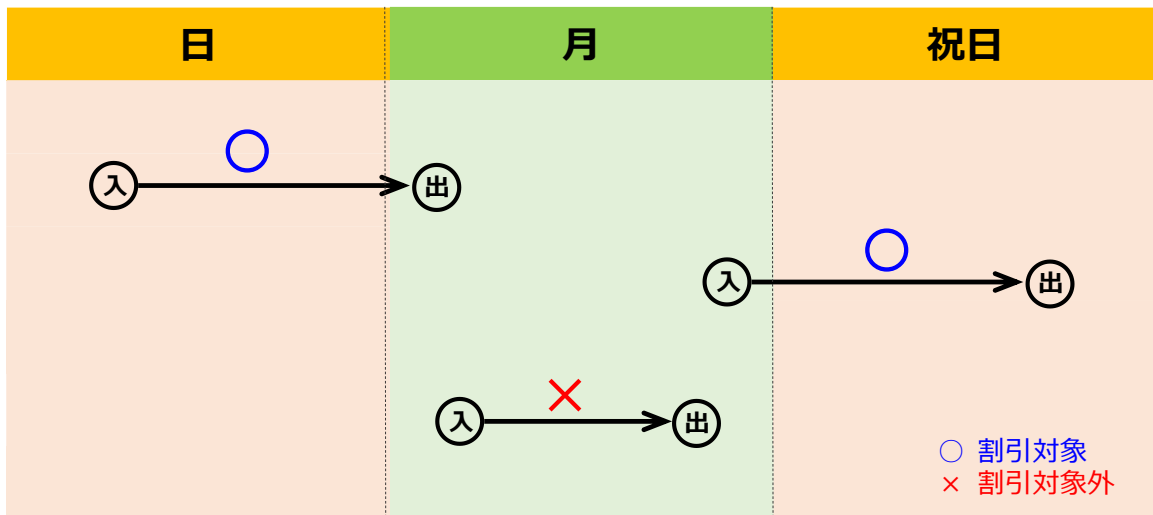


※割引後料金は、四捨五入による10円単位の端数処理を行います。

<ご利用日を跨ぐ走行等の取扱い>

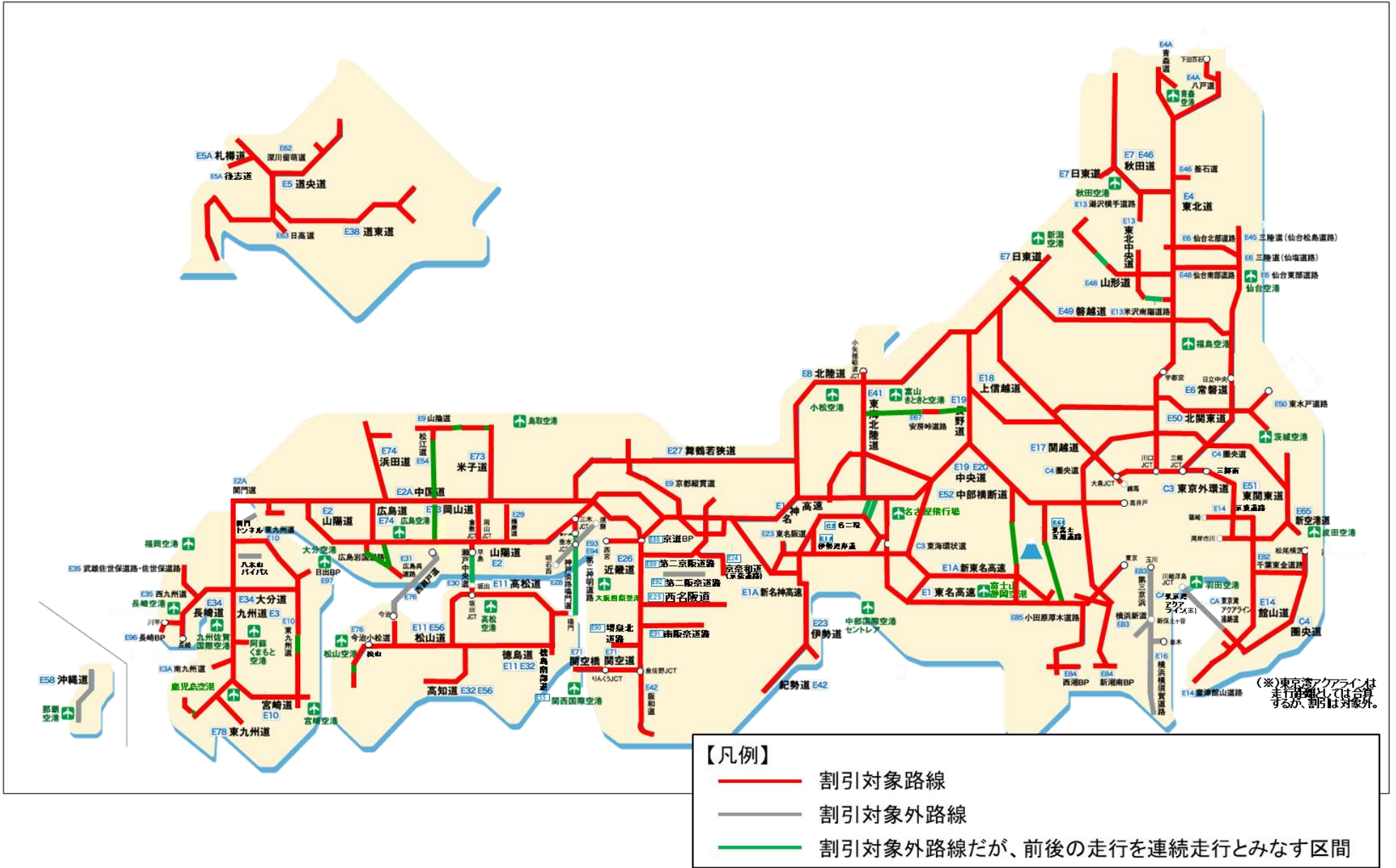


<平日が土日・祝日に挟まれる場合の取扱い>



[注] 今後、道路整備特別措置法第3条に基づき国土交通大臣の事業許可を受け、本割引を実施する予定です。

【対象道路図】



【対象道路表】（以下道路のうち、NEXCO三社及び宮城県道路公社が管理する高速道路が対象）

路線番号	道路名	路線番号	道路名
E1	東名高速道路、名神高速道路	E1A	新東名高速道路、新名神高速道路、伊勢湾岸自動車道
E2	山陽自動車道、広島岩国道路	E2A	関門自動車道
E2A・E73 ・E74	中国自動車道	E3	九州自動車道
E3A	南九州自動車道(鹿児島道路、八代日奈久道路)	E4	東北自動車道
E4A	八戸自動車道、青森自動車道、百石道路	E5	道央自動車道
E5A	札幌自動車道、後志自動車道	E6	常磐自動車道、仙台東部道路、三陸自動車道、仙台北部道路
E7	日本海東北自動車道、秋田自動車道、秋田外環状道路、琴丘能代道路	E8	北陸自動車道
E9	京都縦貫自動車道、山陰自動車道、山陰自動車道(江津道路、安来道路)	E10	東九州自動車道(椎田道路、宇佐別府道路、延岡南道路)
E10・E78	東九州自動車道、宮崎自動車道	E11	高松自動車道
E11・E32	徳島自動車道	E11・E56	松山自動車道
E13	東北中央自動車道、米沢南陽道路、湯沢横手道路	E14	京葉道路、館山自動車道、富津館山道路
E17	関越自動車道	E18	上信越自動車道
E19	中央自動車道(小牧JCT～岡谷JCT)、長野自動車道	E20	中央自動車道(高井戸IC～岡谷JCT)
E23	東名阪自動車道、伊勢自動車道	E24	京奈和自動車道(京奈道路)
E25	西名阪自動車道	E26	近畿自動車道
E26・E42	阪和自動車道	E27	舞鶴若狭自動車道
E29	播磨自動車道	E31	広島呉道路
E32・E56	高知自動車道	E34	大分自動車道、長崎自動車道
E35	西九州自動車道(武雄佐世保道路、佐世保道路)	E38	道東自動車道
E41	東海北陸自動車道	E42	紀勢自動車道、湯浅御坊道路

E45	三陸自動車道 ※利府中IC～鳴瀬奥松島ICは宮城県道路公社が管理	E46	釜石自動車道、秋田自動車道
E48	仙台南部道路、山形自動車道	E49	磐越自動車道
E50	北関東自動車道、東水戸道路	E51	東関東自動車道
E52	新東名高速道路清水連絡路、中部横断自動車道	E54	松江自動車道
E55	徳島南部自動車道	E61	道東自動車道
E62	深川・留萌自動車道	E63	日高自動車道
E65	新空港自動車道	E67	中部縦貫自動車道(安房峠道路)
E68	中央自動車道(大月JCT～河口湖IC)、東富士五湖道路	E69	新東名高速道路引佐連絡路
E71	関西空港自動車道、関西国際空港連絡橋	E73	岡山自動車道、米子自動車道
E74	広島自動車道、浜田自動車道	E76	今治小松自動車道
E78	東九州自動車道(隼人道路)	E82	千葉東金道路
E84	新湘南バイパス(茅ヶ崎JCT～茅ヶ崎海岸IC)、西湘バイパス	E85	小田原厚木道路
E88	京滋バイパス	E89	第二京阪道路
E90	堺泉北道路	E91	南阪奈道路
E96	長崎バイパス	E97	日出バイパス
C3	東京外環自動車道	C4	首都圏中央連絡自動車道、新湘南バイパス
CA	東京湾アクアライン(※)、東京湾アクアライン連絡道	C2	名古屋第二環状自動車道
C3	東海環状自動車道		

※東京湾アクアラインは、二輪車定率割引の適用はしませんが、走行距離の判定には含まれます。

■一走行と見なす箇所

以下に該当する場合は、1回の走行とみなして各対象道路の走行距離を合算します。

①特定のインターチェンジ等及び新直轄区間等を経由して対象道路を乗り継ぐ場合

(別紙1の対象道路図中、緑色の区間)

対象道路	経由するインターチェンジ等		対象道路	
東北自動車道	福島大笹生IC (福島JCT料金所)	⇔	米沢北IC (米沢北本線料金所)	米沢南陽道路
山形自動車道 (村田JCT～月山IC)	月山IC (西川本線料金所)	⇔	湯殿山IC	山形自動車道 (湯殿山IC～鶴岡JCT)
中部横断自動車道	富沢IC (富沢料金所)	⇔	六郷IC (富士川本線料金所)	中部横断自動車道
安房峠道路	中ノ湯IC (平湯料金所)	⇔	松本IC (松本料金所)	中央自動車道
安房峠道路	平湯IC (平湯料金所)	⇔	飛騨清見IC (飛騨清見料金所)	東海北陸自動車道
東富士五湖道路	須走IC (須走料金所)	⇔	御殿場IC (御殿場料金所又は 御殿場東料金所)	東名高速道路
名古屋第二環状自動車道	楠JCT (楠JCT第一料金所又は 楠JCT第二料金所)	⇔	小牧IC (小牧料金所)	東名高速道路・ 名神高速道路
名古屋第二環状自動車道	清洲JCT (清洲JCT第一料金所又は 清洲JCT第二料金所)	⇔	一宮IC (一宮料金所)	名神高速道路
山陽自動車道	神戸西IC	⇒	鳴門IC (鳴門本線料金所)	高松自動車道
高松自動車道	鳴門IC	⇒	神戸西IC (神戸西本線料金所)	山陽自動車道
山陽自動車道	早島IC	⇒	坂出IC (坂出本線料金所)	高松自動車道
高松自動車道	坂出IC	⇒	早島IC (早島本線料金所)	山陽自動車道
山陽自動車道	尾道JCT (尾道本線料金所)	⇔	三次東JCT (三次東料金所)	中国自動車道
中国自動車道	三次東JCT (三次東料金所)	⇔	三刀屋木次IC (三刀屋木次料金所)	松江自動車道
山陽自動車道	広島東IC～宮島スマートIC (広島東料金所～ 宮島スマート料金所)	⇔	仁保JCT (坂料金所)	広島呉道路
広島自動車道	広島西風新都IC (広島西風新都料金所)	⇔	仁保JCT (坂料金所)	広島呉道路
広島岩国道路	廿日市IC (廿日市料金所)	⇔	仁保JCT (坂料金所)	広島呉道路

米子自動車道	米子IC (米子料金所)	⇔	米子西IC (安来本線料金所)	山陰自動車道 (安来道路)
山陰自動車道	松江玉造IC (松江玉造料金所)	⇔	東出雲IC (安来本線料金所)	山陰自動車道 (安来道路)
松山自動車道	大洲IC (大洲料金所)	⇔	大洲北只IC (大洲松尾料金所)	松山自動車道
九州自動車道	鹿児島IC (鹿児島本線料金所)	⇔	鹿児島西IC (松元本線料金所)	南九州自動車道 (鹿児島道路)
東九州自動車道	佐伯IC (佐伯料金所)	⇔	延岡南IC (門川本線料金所)	東九州自動車道 (延岡南道路)

②「高速道路の休憩施設の不足解消に向けた社会実験（一時退出）」の対象となる道の駅を経由して対象道路を乗り継ぎ、当該社会実験料金が適用される場合